

介護予防・日常生活支援総合 事業について

1



目次

P 3

介護予防・日常生活支援総合事業

P 4～5

介護保険法

P 6～8

市内要支援者の現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業

- サービスコード

R7. 4に一部改訂。詳細については、三木市HP（介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の事業者の皆様へ（お知らせ・申請書等の掲載））よりご確認ください。

- 介護報酬改定に伴う各種基準の解釈等について

第一号通所事業（従前相当）、第一号訪問事業（従前相当・緩和型）については、兵庫県の集団指導における通所介護・訪問介護に関する事項の他、以下の資料をご参考下さい。

- (1) 介護給付算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（老発0315第1号）
- (2) 介護保険法施行規則第140条の6 3の6 第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（老認発0315第4号）
- (3) 「介護保険法施行規則第140条の6 3の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意点について」の一部改正について（老認発0315第5号）

介護保険法

第一条（目的）

（前略）これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

第二条第二項

前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。



介護保険法

第二条第三項

(前略) 被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない

第二条第四項

(前略) 被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない**

第四条（国民の努力義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、**加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

